

別表 1

① 子どものショートステイ事業委託料(1人日額)

	2歳未満児	2歳以上児
生活保護世帯	10,700円	5,500円
市民税非課税世帯のうちひとり親世帯等	10,700円	5,500円
市民税非課税世帯のうち上記以外の世帯 又は 被災世帯	9,600円	4,500円
市民税課税世帯のうちひとり親世帯等	9,600円	4,500円
その他世帯	5,350円	2,750円
送迎対応(1日)	1,860円	

② 子どものショートステイ事業専用人員配置加算

1施設	6,497,000円
-----	------------

③ 子どものショートステイ事業利用料(1人日額)

	2歳未満児	2歳以上児
生活保護世帯	0円	0円
市民税非課税世帯のうちひとり親世帯等	0円	0円
市民税非課税世帯のうち上記以外の世帯 又は 被災世帯	1,100円	1,000円
市民税課税世帯のうちひとり親世帯等	1,100円	1,000円
その他世帯	5,350円	2,750円

備考

- ひとり親世帯等とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童

を扶養しているものの世帯並びに父又は母が政令で定める程度の障がいの状態にあるものの世帯をいう。

2 第6条ただし書きの本市以外の居住者とは、災害救助法適用地域（被害の状況が帰宅困難者発生のための地域を除く）から本市へ避難した者に限定し利用を認める。
なお、利用料は被災世帯に準じる。

3 別表1－①の送迎対応にかかる委託料については、送迎対応を実施した日数に対して支弁するものであるため、1日に複数回送迎を行った場合であっても、1日分として支弁するものとする。

4 別表1－②の専任人員配置加算については、以下のア～エの要件をすべて満たす施設に加算を行う。

ア 子どものショートステイ事業の専任職員を1名以上配置

イ 他の交付要綱等の要件として配置する職員以外であること

ウ 子どものショートステイ事業の利用相談があった際には、受入体制が整っているにもかかわらず利用を断る等、正当な理由なく利用を拒否しない事

エ 子どものショートステイ事業の積極的な受入に努めること。

※ 専任職員配置月数（1月に満たない端数を生じたときには、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、加算額に「配置月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。